

商業用看板の落下事故防止に関することについての陳情

要旨

高さ4 m以下の看板を含め、看板の受け金具の腐食が進行する前に電話等で看板の持ち主に早めに交換するよう指導する。

理由

駅周辺、商店街、道路沿いのビル等に取り付けられている看板は大小を含め多い。看板の下は歩道で園児、小学生を含め多くの人が通行している。看板は2～3ヶ所の金具で支えられているが耐久年数が過ぎると金具の腐食が進み、台風、強風、地震などで落下しけが人や死人が出てもおかしくない。看板の持ち主と設置許可を出した区役所はその責任を問われることになる。高さ4 mを超える大型看板は東京都条例に従いメンテナンス会社と契約を結び2年に一度検査結果を書類で役所に報告することになっているが現状はメンテナンス会社と契約を結んでいない持ち主が多くいると聞く。特に高さ4 m以下の看板は金具の腐食が進んだ危険な状態のまま野放しの状態になっているのではないかと懸念している。放置しておけばいつかは落ちるのが原理だ。学校の近くのブロック塀が倒れ小学生が死亡した事件は全国に報道された。

危険は気づかない所にひそんでいるものだ。

役所は設置許可を出した看板の設置年月と持ち主の電話番号等の情報を管理し、役所として何が出来るか、何をしなければならないかを検討し、万が一に備え高さ4 m以下の看板も含め金具の腐食が進む前に電話などを利用し、早めに金具を交換するよう管理、指導することを役所の務めとし安心、安全な町作りに取り組む必要がある。

令和元年8月28日

台東区議会議長

石 塚 猛 殿